二　給料手当、給料手当振替額（貸方）、雑給、消耗品費、修繕費、託送料、委託費、養成費、諸費、他社購入電源費、他社購入送電費、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、他社販売電源料、他社販売送電料、水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費及び新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費にあっては、送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費

三　燃料費、使用済燃料再処理等拠出金発電費、廃棄物処理費及び特定放射性廃棄物処分費（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号。以下「特定放射性廃棄物法」という。）第十一条第一項及び第二項の規定による拠出金（特定放射性廃棄物法第二条第八項第二号に掲げるものに係るものを除く。）に限る。）にあっては、送配電非関連可変費

2・3　［略］

（需要等の算定）

第九条　事業者は、送配電非関連需要（当該事業者が小売供給を行う場合の需要をいう。以下この款において同じ。）について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、非特定需要（特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要（特定需要を除く。）を合成した需要をいう。以下この款において同じ。）及び特定需要ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。

一～五　［略］

2～6　［略］

第十六条　事業者は、期間原価等項目のうち、第五条の規定により遅収加算料金、電気事業雑収益（接続検討料収益及び変更賦課金収益を除く。）及び預金利息（以下「第一次追加項目」という。）として算定された額を、第十条から第十四条までの規定により整理された送配電非関連費

除く。）、固定資産除却費（環境対策費を除く。）、原子力発電施設解体費、共有設備費等分担額（環境対策費を除く。）、共有設備費等分担額（貸方）（環境対策費を除く。）、開発費（環境対策費を除く。）、開発費償却（環境対策費を除く。）、株式交付費（環境対策費を除く。）、株式交付費償却（環境対策費を除く。）、社債発行費（環境対策費を除く。）、社債発行費償却（環境対策費を除く。）及び電気事業報酬（環境対策費を除く。）にあっては、送配電非関連固定費

二　給料手当（環境対策費を除く。）、給料手当振替額（貸方）（環境対策費を除く。）、雑給（環境対策費を除く。）、消耗品費（環境対策費を除く。）、修繕費（環境対策費を除く。）、託送料、委託費（環境対策費を除く。）、養成費（環境対策費を除く。）、諸費（環境対策費を除く。）、他社購入電源費（原子力発電施設解体費、原子力廃止関連仮勘定償却費及び再エネ特措法交付金相当額を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用に限る。）、建設分担関連費振替額（貸方）（環境対策費を除く。）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）（環境対策費を除く。）及び他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。）、他社販売送電料（電源線に係る収益に限る。）にあっては、送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費

三　役員給与（環境対策費に限る。）、給料手当（環境対策費に限る。）、給料手当振替額（貸方）（環境対策費に限る。）、退職給与金（環境対策費に限る。）、厚生費（環境対策費に限る。）、雑給（環境対策費に限る。）、燃料費、使用済燃料再処理等拠出金発電費、廃棄物処理費、特定放射性廃棄物処分費（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号。以下「特定放射性廃棄物法」という。）第十一条第一項及び第二項の規定による拠出金（特定放射性廃棄物法第二条第八項第二号に掲げるものに係るものを除く。）に限る。）、消耗品費（環境対策費に限る。）、修繕費（環境対策費に限る。）、補償費（環境対策費に限る。）、賃借料（環境対策費に限る。）、委託費（環境対策費に限る。）、損害保険料（環境対策費に限る。）、普及開発関係費（環境対策費に限る。）、養成費（環境対策費に限る。）、研究費（環境対策費に限る。）、諸費（環境対策費に限る。）、固定資産税（環境対策費に限る。）、雑税（環境対策費に限る。）、減価償却費（環境対策費に限る。）、固定資産除却費（環境対策費に限る。）、共有設備費等分担額（環境対策費に限る。）、共有設備費等分担額（貸方）（環境対策費に限る。）、建設分担関連費振替額（貸方）（環境対策費に限る。）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）（環境対策費に限る。）、開発費（環境対策費に限る。）、開発費償却（環境対策費に限る。）、株式交付費（環境対策費に限る。）、株式交付費償却（環境対策費に限る。）、社債発行費（環境対策費に限る。）、社債発行費償却（環境対策費に限る。）、法人税等（環境対策費に限る。）及び電気事業報酬（環境対策費に限る。）にあっては、送配電非関連可変費

2・3　［略］

（需要等の算定）

第九条　事業者は、送配電非関連需要（当該事業者が小売供給を行う場合の需要をいう。以下同じ。）について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、非特定需要（特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要（特定需要を除く。）を合成した需要をいう。以下この款において同じ。）及び特定需要ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。

一～五　［略］

2～6　［略］

第十六条　事業者は、期間原価等項目のうち、第三条の規定により遅収加算料金、電気事業雑収益（接続検討料収益及び変更賦課金収益を除く。）及び預金利息（以下「第一次追加項目」という。）として算定された額を、第十条から第十四条までの規定により整理された送配電非関連費